

一、本同盟ハ全國労働組合同盟ト稱シ本部ヲ東京ニ置ク
 二、本同盟ハ綱領、主張、宣言並ニ決議ノ遂行ヲ以テ目的
 三、本同盟ハ前條ノ目的ヲ達成スルタメニ左ノ専門部ヲ設
 置ス
 一、労働部
 二、教育部
 三、宣傳部
 四、庶務部
 五、調査部
 六、研究部
 七、福利部
 八、青年部
 九、婦人部
 十、少年部
 十一、老人部
 十二、障害者部
 十三、職業部
 十四、産業部
 十五、交通部
 十六、衛生部
 十七、保安部
 十八、消防部
 十九、警備部
 二十、防務部
 二十一、外交部
 二十二、渉外部
 二十三、情報部
 二十四、記録部
 二十五、文書部
 二十六、印刷部
 二十七、製本部
 二十八、庶務部
 二十九、事務部
 三十、総務部

- 一、労働部
- 二、教育部
- 三、宣傳部
- 四、庶務部
- 五、調査部
- 六、研究部
- 七、福利部
- 八、青年部
- 九、婦人部
- 十、少年部
- 十一、老人部
- 十二、障害者部
- 十三、職業部
- 十四、産業部
- 十五、交通部
- 十六、衛生部
- 十七、保安部
- 十八、消防部
- 十九、警備部
- 二十、防務部
- 二十一、外交部
- 二十二、渉外部
- 二十三、情報部
- 二十四、記録部
- 二十五、文書部
- 二十六、印刷部
- 二十七、製本部
- 二十八、庶務部
- 二十九、事務部
- 三十、総務部

財団法人協同會大阪支所

地方ノ結成ヲ十分ニセンガ爲ニ中央委員ノ選出率ヲ高メタ統
 制委員會ノ機能ハ日本デハ十分發揮シテヲライガ新同盟ノ
 正シキ發展ノ爲ニ統制委員會ヲ置クコトニシタ該會ハ新同盟
 ノ統制ニ關スル一切ノ事項ヲ處理スル機關デアアル總同盟ハ中
 央委員會ノ權限ダケテ組合同盟全國同盟ノ人々ヲ除名シタ中
 央委員會ノ決定ダケテ除名スルコトハ宜シクナイト思フカラ
 統制委員會ニ十分監視シテ貰ヒタイガ爲ニ該會ヲ設ケタ次第
 デアル」云々ト説明シタ

規約草案 第一章 總則

第一條 本同盟ハ全國労働組合同盟ト稱シ本部ヲ東京ニ置ク
 第二條 本同盟ハ綱領、主張、宣言並ニ決議ノ遂行ヲ以テ目的
 第三條 本同盟ハ前條ノ目的ヲ達成スルタメニ左ノ専門部ヲ設